

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし
 区分Ⅱ： 該当なし
 区分Ⅲ： 該当なし
 その他： 21 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(C)出口圧力計及び同系熱交換器出入口圧力計点検時、検出ラインに詰まりが認められたため、当該検出ラインを点検清掃。	GⅢ	
2	3号機	換気空調系サービス建屋冷凍機(A)において、冷媒圧力の変動(ハンチング)が認められたため、当該冷凍機を点検。	GⅢ	
3	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(B)において、グランドリークが認められたため、当該ポンプのグランドパッキンを交換。	GⅢ	
4	4号機	主復水器補給水調節弁後弁の浸透探傷検査時、部品(フタハメ輪)に指示模様が認められ、検討した結果、使用に問題なし確認。	GⅢ	
5	4号機	復水ろ過装置プリコートポンプシール水圧力調節弁出口圧力計において、指示値不良(ゼロ点のズレ)が認められたため、当該圧力計を点検校正。	GⅢ	
6	4号機	主復水器(C)一次ホットウエル水位計点検時、指示値不良(指示値変動)が認められたため、当該水位計を修理。	GⅢ	
7	4号機	主復水器(A)第二出口水室液位計ブロー弁点検に伴う同弁操作時、弁ステムの破損が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
8	4号機	蒸気式空気抽出器蒸気逃がしラインドレントラップ点検時、部品(スナップリング)に指示模様が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
9	4号機	原子炉給水ポンプ(A)用駆動タービン高圧蒸気入口元弁の浸透探傷検査時、弁体シート面(入口側)に指示模様が認められ、検討した結果、使用に問題なし確認。	GⅢ	
10	4号機	循環水系主復水器(B)第二出口水室水位計入口弁点検時、ステムと弁体の連結部に破損が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
11	4号機	主蒸気隔離弁(A,D)の浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様が認められ、検討した結果、使用に問題なし確認。	GⅢ	
12	4号機	原子炉建屋6階の管理区域(C区域)への当社社員(1名)の入域時、線量計の誤着用(γ ・ β 線専用を着けるべきところ γ 線専用を着用)が認められたため、対応検討。	GⅢ	
13	4号機	主復水器真空ポンプ点検時、部品(軸受調整リング)に変形が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
14	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)冷却管渦流探傷試験において、冷却管減肉率に管理値外れ(11本)が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	GⅢ	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	低圧炉心スプレイ系ポンプ点検時、インペラーのカジリ(インペラーが軸から抜けない)が認められたため、当該インペラーの抜き取り治具を作成。	GⅢ	
16	4号機	原子炉給水ポンプ(B)用駆動タービン点検時、ダイヤフラムノズル先端部及び翼付け根溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修。	GⅢ	
17	4号機	補機冷却海水系配管点検時、原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器出口配管(放水路側直線部)の内面ライニングに剥離及び減肉が認められたため、当該配管を補修。	GⅢ	
18	4号機	照射燃料体の外観検査の準備作業時、チャンネル取扱具の駆動部の先端(ツメ状)が対象燃料体の固定ワッシャー先端部に接触し、ワッシャーが僅かに曲がったため、検討した結果、当該燃料体の使用に問題なし確認。	GⅢ	
19	4号機	補機冷却海水系配管点検時、原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器出口配管(放水路側のT字配管)の内面腐食及び減肉が認められたため、当該配管を補修。	GⅢ	
20	4号機	給水系給水逆止弁の駆動部(空気作動)点検時、シリンダーキャップネジ部に固着(焼き付き)が認められたため、対応検討。	GⅢ	
21	4号機	原子炉給水ポンプ(A)用駆動タービン車室ドレン弁の浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様が認められ、検討した結果、使用に問題なし確認。	GⅢ	